

工事看板・標識類一覧

令和6年 12 月

	工事看板・標識の種類	掲示場所
①	建設業の許可	公衆の見やすい場所に掲示
②	解体工事業者登録票	公衆の見やすい場所に掲示
③	施工体系図	公衆の見やすい場所に掲示 及び 工事関係者が見やすい場所
④	労災保険関係成立票	公衆の見やすい場所に掲示
⑤	下請人に対する通知 (下請契約のある工事)	工事現場の見やすい場所に掲示
⑥	建設業退職金共済制度適用事業主の標識	現場事務所や工事現場の出入口など見やすい場 所に掲示
⑦	緊急時連絡表	事務所、詰所等の見やすい場所に標示
⑧	作業主任者	作業場の見やすい箇所に掲示
⑨	事前調査 及び 建築物等の 解体工事等の作業に関するお知らせ	公衆の見やすい場所に掲示
⑩	再生資源利用(促進)計画書	工事現場の見やすい場所に掲示
⑪	表示板の設置	工事現場 又は その周辺の一般通行人等が見易い場所に設置
⑫	週休2日試行工事	公衆の見えやすい場所に設置
⑬	電気工事業者であることの掲示	施工場所の見えやすい場所に設置
⑭	有資格者掲示	工事現場の見やすい場所に掲示

現場への掲示が必要な標識類

令和6年12月

①

建設業の許可

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
監督 主任	技術者の氏名		専任の有無
	資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号		許可(一)第 号	
許可年月日		平成 年 月 日	

掲示場所

公衆の見やすい場所に掲示する。

標識寸法

【縦】25cm 以上 × 【横】35cm 以上
※B4(257mm×364mm), A3(297mm×420mm)

掲示の根拠

建設業法 第 40 条(標識の掲示)
建設業法施行規則 第 25 条 (別記様式第二十九号)

備考

全ての工事
元請のみ掲示(下請は不要)

②

解体工事業者登録票

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

掲示場所

公衆の見やすい場所に掲示する。

標識寸法

【縦】25cm 以上 × 【横】35cm 以上
※B4(257mm×364mm), A3(297mm×420mm)

掲示の根拠

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
第 21 条(解体工事業者の登録)
第 33 条(標識の掲示)
解体工事業に係る登録等に関する省令
第 8 条(標識の掲示)【別記様式第 7 号】

備考

解体工事のみ
解体工事、土木工事、建築工事の建設業の許可票を掲示している場合は不要

③

施工体系図

施工体系図(作成例)

掲示場所

工事関係者が見やすい場所 及び 公衆の見やすい場所に掲示する。

標識寸法

規定なし(読みやすい大きさにすること)

掲示の根拠

建設業法
第 24 条の 8 第 4 項(施工体制台帳及び施工体系図の作成等)
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
第 15 条第 1 項(施工体制台帳の作成及び提出等)

記載事項

建設業法施行規則 第 14 条の 6 によること
※警備業者については、一次下請けの場合には記載すること。
長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版)
1-1-14(施工体制台帳及び施工体系図)

備考

下請業者がいる全ての工事

④

労災保険関係成立票

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	年 月 日
労働保険番号	
事業の期間	自 至 年 月 日
事業主の住所氏名	
注文者の氏名	
事業主代理人の氏名	

掲示場所

公衆の見やすい場所に掲示する。

標識寸法

【縦】25cm 以上 × 【横】35cm 以上 (地色:白 文字:黒)
※B4(257mm×364mm), A3(297mm×420mm)

掲示の根拠

労働者災害補償保険法施行規則
第 49 条(法令の趣旨等の周知)
労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
第 77 条(建設の事業の保険関係成立の標識)

備考

全ての工事

⑤

下請人に対する通知(下請契約のある工事)
【記載例】

下請負人となった皆様へ
この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じた時も変更の年月日を付記して同様の書類を提出してください。

(株)〇〇建設

掲示場所

工事現場の見やすい場所に掲示する。

標識寸法

規定なし(読みやすい大きさにすること)

掲示の根拠

建設業法施行規則 第 14 条の 3(下請負人に対する通知等)

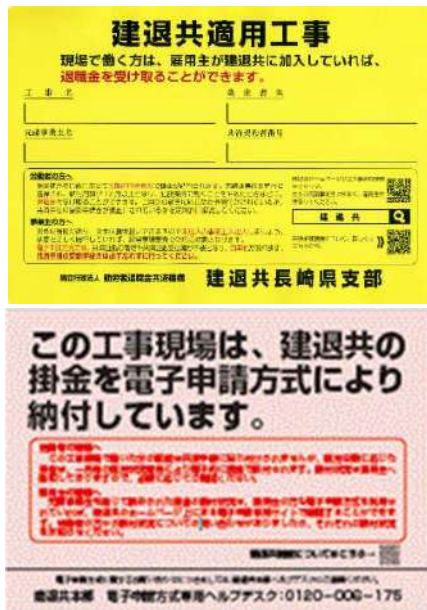
備考

下請業者がいる全ての工事

現場への掲示が必要な標識類

令和6年12月

⑥ 建設業退職金共済制度適用事業主の標識



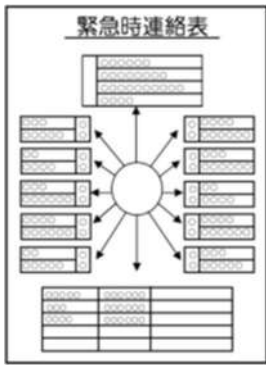
掲 示 場 所：現場事務所や工事現場の出入口など見やすい場所に掲示する。

標 識 寸 法：①大(A3)・小(A4)のシールいずれかを掲示する。
②電子申請方式を採用した工事現場には、「①」の現場標識に加えて掲示する。(大きさはA4)

掲示の根拠：建退共制度改善方策について(労働省、建設省、建退共本部)
公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 5(5)
長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版)
1-1-47(保険の付保及び事故の補償)

備 考：建設業退職金共済制度に加入している場 合

⑦ 緊急時連絡表



掲 示 場 所：事務所、詰所等の見やすい場所に標示する。

標 識 寸 法：規定なし(読みやすい大きさにすること)

掲 示 内 容：関係連絡先、担当者及び電話番号を記入する。

掲示の根拠：土木工事安全施工技術指針
第1章第4節5(3)(緊急通報体制の確立)
労働安全衛生規則 第642条の3

備 考：全ての工事

⑧ 作業主任者(単独の例と一覧の例)



掲 示 場 所：作業場の見やすい箇所に掲示する。
(数が多い場合は、職務を併記した一覧表でも可)

標 識 寸 法：規定なし(読みやすい大きさにすること)

掲示の根拠：労働安全衛生法 第14条(作業主任者)
労働安全衛生規則 第18条(作業主任者の氏名等の周知)
労働安全衛生法施行令 第6条(作業主任者を選任すべき作業)

備 考：全ての工事

⑨ 事前調査 及び 建築物等の解体工事等の作業に関するお知らせ



掲 示 場 所：公衆の見やすい場所に掲示する。

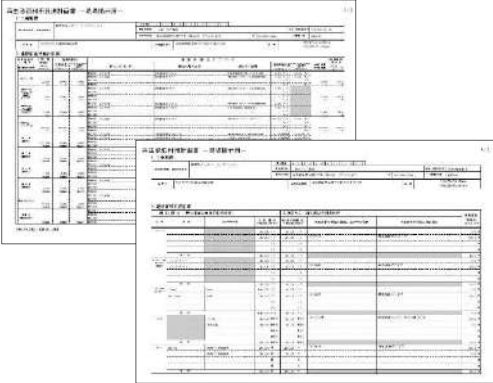
標 識 寸 法：A3(297mm×420mm)以上

掲示の根拠：事前調査結果の掲示
大気汚染防止法 第18条の15第5項
大気汚染防止法施行規則 第16条の9及び10
建築物等の解体等の作業に関するお知らせの掲示
大気汚染防止法 第16条の4第2項

備 考：石綿の事前調査が必要なもの(石綿の有無にかかわらず掲示)

現場への掲示が必要な標識類

令和6年12月

⑩ 再生資源利用(促進)計画書 	掲 示 場 所： 工事現場の見やすい場所に掲示する。 標 識 寸 法： 規定なし(読みやすい大きさにすること) 掲示の根拠： 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条第4項(再生資源利用促進計画の作成等) 備 考： 以下の指定副産物を搬出する建設工事 利用促進計画(搬出する際の計画) (土砂:500m³以上、CON+AS+木材:合計200t以上) 利用計画(搬入する際の計画) (土砂:500m³以上、砕石:500t以上、AS:200t以上)
⑪ 表示板の設置 【参考例】 	掲 示 場 所： 工事現場 又は その周辺の一般通行人等が見易い場所に設置。 標 識 寸 法： 規定なし(読みやすい大きさにすること) 掲示の根拠： 長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版) 1-1-33(工事中の安全管理) 備 考： 全ての工事
⑫ 週休2日試行工事 【参考例】 	掲 示 場 所： 公衆の見えやすい場所に設置。 標 識 寸 法： 規定なし(読みやすい大きさにすること) 掲示の根拠： 佐世保市週休2日工事の試行要領 第9条(3)(受注者の取組内容と発注者の確認) 備 考： 週休2日試行対象工事で週休2日に取組む場合
⑬ 電気工事業者であることの掲示 【参考例】 	掲 示 場 所： 施工場所の見えやすい場所に設置。 標 識 寸 法： 規定なし(読みやすい大きさにすること) 掲示の根拠： 電気工事業の業務の適正化に関する法律 第25条(標識の掲示) 備 考： 2日以上にわたり電気工事を行う施工場所ごとに掲示

⑭ 有資格者掲示の例

有資格者一覧表

資格の種類	会社名	氏名
車両高建設機械運転技能講習 (整地・運搬・積込・掘削)		
移動式クレーン士		
玉掛技能講習		

玉掛技能資格者の職務

1. 玉掛け作業は玉掛け技能講習終了後初めて行うこと。

2. 玉掛け作業を行う時は高所の作業環境の安全に
ついて十分注意すること。

3. 玉掛け作業は必ず作業前点検を実施すること。点検
記録簿に記載し、作業記録簿の添付のために保持
する必要があること。

4. 玉掛け作業では危険作業、特に要領を把握しないうち
の作業により安全な玉掛け作業を遂行すること。

5. 点検記録簿は、移動したとき、ない場合は降機時に記入
を義務付けること。

6. 降機については要領を確認し、必要と判断を付し、
降機作業を終了すること。

7. 点検記録簿を記入した人で定められた範囲で職務に
行うこと。

玉掛け作業担当者氏名

掲 示 場 所： 工事現場の見やすい場所に掲示する。

標 識 寸 法： 規定なし(読みやすい大きさにすること)

掲示の根拠： 労働安全衛生法 第 59 条 第 3 項(安全衛生教育)
労働安全衛生規則 第 36 条(特別教育を必要とする業務)
労働安全衛生法 第 61 条(就業制限)
労働安全衛生法施行令 第 20 条(就業制限に係る業務) 他